

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	大和高田市 (292028)	
地域名 (地域内農業集落名)	松塚地区 (松塚)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域にある程度の担い手がいるが、担い手の高齢化は進みつつある。法人化を進める経営体もあるが、野菜栽培や高収益作物の栽培に力を入れており農地面積については現状維持で経営していくとのことであり、今後規模縮小や廃農を考える農家があれば、受け入れ先がない状態である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培を中心に、軟弱野菜や、イチゴ等の高収益作物を栽培し、農業の継続を図る。水稻については、周辺からの農業者を受け入れ維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地を中心に、効率的に利用の行える周辺農地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内の農業法人を中心に集約し、所有者と耕作者の話し合いにより集積、集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農業者が引き受けられない農地は中間管理機構を活用し遊休化を防止する。

(3)基盤整備事業への取組方針 集積、集約するには基盤整備事業が必要ではあるが、農地が集約されておらず、今後集約が進めば所有者、耕作者との話し合いにより基盤整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の中心経営体が、研修生や新規就農者を受け入れ、地域で就農する者があれば地域が協力し育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農業機械の老朽化等により部分的な委託も活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】